

## 内灘町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	内灘町教育委員会				
任命権者	内灘町教育委員会				
計画期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）				
障害者雇用に関する課題	令和2年6月1日現在の実雇用率は3.53%であり、国が定める法定雇用率に達しているが、今後障害者である職員の退職等により、人數が減少していくことが見込まれるため、計画的な雇用を進めていく必要がある。				
目標					
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>            各年度において、6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。            (評価方法)            毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。</p>				
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。            (評価方法)            毎年の任免状況通報によるタイミングで、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況の把握を行うものとする。</p>				
③キャリア形成に関する目標	<p>担当する職務の拡大を目標とする。            (評価方法)            每年度、人事記録等を元に把握及び進捗管理を行うものとする。</p>				
取組内容					
<p><b>(1) 障害者の活躍を推進する体制整備</b></p> <table border="1"> <tr> <td>①組織面</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として、学校教育課長を選任する。</li> <li>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</li> <li>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等で変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②人材面</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、石川労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul> </td></tr> </table>		①組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として、学校教育課長を選任する。</li> <li>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</li> <li>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等で変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>	②人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、石川労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>
①組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として、学校教育課長を選任する。</li> <li>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</li> <li>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等で変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>				
②人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、石川労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>				

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>○募集に際し、障害者である本人から障害の内容や配慮してほしい事項等を記載してもらい、業務の選定・創出のための資料とする。</li><li>○新規採用時又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li></ul> |
|--|---|

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①職務環境	<ul style="list-style-type: none"><li>○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的な措置を講じる。なお、措置を講じるあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li></ul>
②募集・採用	<ul style="list-style-type: none"><li>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わないものとする。<ul style="list-style-type: none"><li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。</li><li>・自力で通勤できることといった条件を設定すること。</li><li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。</li><li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる」といった条件を設定すること。</li><li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施すること。</li></ul></li></ul>
③働き方	<ul style="list-style-type: none"><li>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</li></ul>
④キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"><li>○障害者である本人の希望等を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</li></ul>

(4) その他

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</li></ul> |
|--|--|